

令和8年度（2026年度）  
くまもと新時代人材育成事業業務実施要領

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課  
高校改革推進室

## I 業務の概要

### 1 業務名

令和8年度（2026年度）くまもと新時代人材育成事業業務

### 2 目的

県立高等学校（以下、「学校」という。）を拠点として、デジタル講座・半導体講座を地域の小中高生向けに実施することで、若い世代のDX・半導体への興味関心の向上と理解促進を図り、将来のDX・半導体関連人材を創出するとともに、学校と地元小中学生との交流機会の創出や学習環境整備による高校魅力化を推進する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

### 4 業務内容

別添「令和8年度（2026年度）くまもと新時代人材育成事業業務仕様書」のとおり

### 5 契約限度額

14,239,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案に当たっての上限を示すものであり、契約金額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、提示した額と予定価格・契約金額は必ずしも一致しない。

## II プロポーザルに関する事項

### 1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式2】参加申込書の提出日現在において以下の条件を全て満たす事業者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (4) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 熊本県の県税
  - イ 主たる事務所又は事業所が所在する都道府県の事業税（熊本県の県税の納付義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (5) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）
  - ア 健康保険法（大正11年法律大70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和49年法律大115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (6) 参加申込書を提出する時点において、熊本県の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「業務委託」に登録されている者であること。

※入札参加資格を有しないものは、令和8年（2026年）6月15日（月）17時までに新規申請を行うこと。

（問い合わせ先：熊本県出納局管理調達課）

- (7) 公告日から本プロポーザルの選定結果が発表される期間において、熊本県、各省市庁及び地方公共団体から指名停止、又は入札参加の取消しの措置を受けていない者であること。

## 2 審査基準

以下の審査項目に基づき審査を行い、審査委員全員の評価点数の合計が最も高かった事業者を受託候補者とする。

ただし、提案内容が仕様書の要件を満たさない場合、または審査委員の評価点数の平均が60点に満たない場合は、その事業者を採用しない。

参加事業者が1者であっても、審査・選考を行う。

評価項目	評価内容	配点
企画提案内容	① 運営方針について、公教育に関する基本的な理解があり、本事業の趣旨を正確に理解した提案内容となっているか。	20
	② 本業務の実施に当たって、貴社が本県に求める役割及び作業量見込みの提案は、具体的な記載がされており、内容は妥当であるか。また、本県の負担軽減の視点があるか。	10
	③ 事業の遂行について、教育出前授業及び小中高生向けワークショップを実施するために必要な知識、経験及びノウハウ等を有しているか。	25
	④ 追加提案の内容は本事業の目的達成に有効であるか。	5
	⑤ 教育出前授業及び小中高生向けワークショップに使用するパソコンは、事業に支障のないよう準備ができるか。	20
	⑥ 仕様書どおりの業務遂行が実現可能な業務体制及びスケジュールが示されており、本業務の従事予定者は、研修に関する知識や業務実績・経験があるか。	10
働く環境の整備	⑦ 熊本県ブライト企業の認定を受けていること。	4
多様な人材の活用	⑧ 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること。	2

環境配備	⑨ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があること。	2
その他持続可能な社会の実現	⑩ 熊本県SDGs登録制度またはパートナーシップ構築宣言に登録していること	2
合 計		100

①～⑨までの評価方法	
評価	得点
A：非常に優れている	配点×1.0
B：優れている	配点×0.8
C：標準的である	配点×0.6
D：やや劣っている	配点×0.4
E：劣っている	配点×0.2
F：記載なし	配点×0.0

### 3 公募手続きの流れ（予定）

日 程（予定）	内 容
令和8年6月9日(火)	・公募開始、参加申込受付開始（県HP掲載）
	・入札参加資格の新規申請受付開始
	・企画提案書受付開始
令和8年6月15日(月)	・質問書受付〆切【様式1】
令和8年6月15日(月)	・入札参加資格の新規申請〆切
令和8年6月19日(金)	・質問書に対する回答公表（県HP掲載）
令和8年6月22日(月)	・参加申込書、審査書類の提出期限【様式2、3、4】
令和8年6月26日(金)	・参加資格確認通知
令和8年7月2日(木)	・企画提案書提出期限【様式6】
	・事業者の取り組みに関する申出書【様式7】
令和8年7月6日(月)	・審査会
令和8年7月8日(水)	・選考結果の通知・公表（県HP掲載）
令和8年7月9日(木)	・契約に向けての打合せ（仕様書協議）
令和8年7月10日(金)	・見積書の提出〆切
令和8年7月15日(水)	・契約の締結

### 4 参加申込書等の提出

事業の委託に当たり、提案者から事前に参加申込書及び資格審査書類を徴収し、審査の結果、資格を有する提案者には、本事業に係る審査委員会が行うヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部局（提出・問い合わせ先）

「IV 問合せ先・書類提出先」のとおり

(2) 質問について

本事業に係る質問等がある場合は、【様式1】により質問を受け付ける。

ア 質問書の受付〆切

令和8年（2026年）6月15日（月）午後5時（必着）

イ 質問書の提出方法

質問書は、【様式1】をPDFファイルに変換の上、(1)の電子メールアドレス宛提出する。

ウ 質問に対する回答

令和8年（2026年）6月19日（金）までに熊本県教育委員会のホームページに掲載することをもって回答とする。

(3) 参加申込書等

ア 提出書類

(ア) 【様式2】参加申込書

(イ) 【様式3】誓約書

(ウ) 【様式4】会社概要

(エ) 【様式5】参加辞退届 ※参加申込書提出後に辞退する場合のみ。

イ 提出方法及び提出期限

アの書類をそれぞれPDFファイル（パスワード設定不可）に変換の上、(1)の電子メールアドレスまで、令和8年（2026年）6月22日（月）午後5時までに、送信すること。 ※ファイルを統合する必要はありません。

(4) 提案者への通知

提出された書類の内容を精査し、資格要件を満たしている者には参加要請の通知を行い、資格要件を満たしていない者については、その旨を通知する。

(5) 【様式6】企画提案書

ア 提出期限

令和8年（2026年）7月2日（木）午後5時（必着）

イ 書式、製本等

書類は全てA4版縦、両面印刷可、長編綴じ（左綴じ）とする。

ただし、A3版までの参考資料（A4版綴りとは別綴じ）を可とする。

ウ 提出先及び提出方法

(ア) 印刷した書類

・部数：6部（正本1部、副本5部）

・提出先：(1)に示す住所

・提出方法：郵送又は持参

(イ) PDFファイル

・提出先：(1)に示す電子メールアドレス

・提出方法：電子メールによる添付（パスワード設定不可）

(6) 【様式7】事業者の取組に関する申出書

ア 提出期限

令和8年（2026年）7月2日（木）午後5時（必着）

イ 提出先及び提出方法

- ・データ形式：エクセルファイル
- ・提出先：(1) に示す電子メールアドレス
- ・提出方法：電子メールによる添付（パスワード設定不可）

## 5 企画提案書等の内容

### (1) 企画提案書の作成

企画提案書は原則としてA4左綴じとし、別添「令和8年度（2026年度）くまもと新時代人材育成事業業務仕様書」に基づいて作成すること。

なお、編纂は次の表のとおりとする。

番号	項目
1	表紙
2	企画提案内容 令和8年度（2026年度）くまもと新時代人材育成事業業務仕様書に基づき、全体的なイメージが分かるような資料を作成すること。
3	その他追加提案
4	業務実施体制図 (1)本業務の責任者 （所属、職名、氏名、主な業務履歴、その他参考事項） (2)体制図
5	スケジュール ※契約から完了までのスケジュールについて、契約締結に向けた協議期間を含め、業務の一連の流れがわかるように記入すること。

### (2) 見積書の作成

ア 追加提案も含め、提案内容については必ず費用見積書に計上すること。無償対応の場合であっても0円計上すること。

イ 金額は消費税別の額を記載すること。

ウ 見積書の合計額（税込）が契約上限額を超えた場合は失格となる。

### (3) 複数提案の禁止

提案者は複数の企画提案書の提出は出来ない。

### (4) 提出書類変更の禁止等

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない。また、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

### (5) 費用負担

企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション参加等、本プロポーザルに要する経費等は、全て提案者の負担とする。

## 6 審査会（プレゼンテーション）

プロポーザルの評価項目は「2 審査基準」に掲げるものとし、本県が別途設置する審査会（非公開）により、審査（書類・プレゼンテーション）で評価・採点を行い、受託候補者を決定する。

### (1) プレゼンテーションの方法

次の要領でプレゼンテーションを実施すること。なお、プレゼンテーションの時間は15分とし、その後、審査員からの質問を10分程度行う。

＜留意事項＞

ア プレゼンテーションの提案内容は全て見積書に含まれているものとみなす。

イ 企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料の配付は一切認めない。

ウ プレゼンテーション当日だけの専門の人物でなく、本業務の担当者又は責任者がプレゼンテーションを行うこと。

### (2) 日程

令和8年（2026年）7月6日（月）14時00分～

※提案者ごとの開始時間については、メールで通知する。

## 7 プロポーザル参加に際しての留意事項

### (1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 参加申込書を提出した後、期限内に企画提案書等の提出がない場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合

オ 業者選定終了までに他の提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合

カ 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

キ 審査で評価点数の平均が60点未満の得点となった場合

### (2) 提案者が1者のみの場合の取扱い

参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、審査で評価点数の平均が60点以上の得点となった場合に限り、受託候補者として選定する。

## 8 選考結果通知

審査の結果は、令和8年（2026年）7月8日（水）までに、参加申込書に記載された連絡先にメールで通知する。

## Ⅲ 契約

### 1 契約の締結

- (1) 契約内容は、企画提案書等に基づき改めて受託候補者と協議を行い、見積書を徴した上で、別途設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、協議が整わない場合又は受託候補者が辞退した場合は、次点の者（採用基準点を満たす

者に限る。)と協議を行い、同様に見積書を徴した上で、予定価格の範囲内で契約を締結する。

- (2) 契約に当たっては、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約保証金を納付すること。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合(※)、契約保証金は免除する。

※熊本県会計規則第78条第1項の規定に該当する場合(契約候補者決定後、申請が必要)

- ア 保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合
- イ 熊本県の入札参加資格を有し、過去2年の間に国又は地方公共団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結してこれらを全て誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

- (3) 委託料の支払いは、精算払いとする。ただし、人件費に関するものは、必要に応じて概算払いとすることができる。
- (4) 本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、本県と協議の上その承認を得た場合は、一部を再委託することを認めることとする。
- (5) 契約書  
熊本県会計規則第74条第1項の規定により、契約書を作成する。

## IV その他

### 1 留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

- (2) 無効となる提出書類

参加申込書、企画提案書及び付属資料が次の事項のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

- ア 本要項で規定する提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 虚偽の内容が記載されているもの。

- (3) 著作権・特許権等

ア 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。

イ 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。

#### (4) その他

- ア 提案者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとす。
- イ 提出された企画提案書は「熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）」に基づき公開することがある。
- ウ 企画提案書等の作成のために本県より受領した資料等は、本県の許可なく公表又は使用しないこと。
- エ 提案に際しては、受託候補者として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- オ 審査で最高位の評価を受けた者を受託候補者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- カ その他、ここに定めのない事項については、県と協議の上決定するものとする。
- キ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ク 提出された参加申込書は、提案者の参加資格の審査以外に、また、企画提案書は受託候補者の選定以外に承諾なしに使用しないものとする。
- ケ 提出された書類は、提案者の参加資格の審査及び受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成するものとする。
- コ 提出期限以降における参加申込書、企画提案書及び添付書類の差替え及び再提出は認めない。
- サ 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しないものとする。
- シ 受託候補者は公表できるものとする。
- ス 企画提案書作成のために県から受領した資料は、県の了解なく公表・使用することは出来ないものとする。

#### IV 問合せ先・書類提出先

熊本県教育庁 県立学校教育局 高校教育課 高校改革推進室

担当：佐藤 祐樹

〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話：096-333-2684 FAX：096-384-1563

E-MAIL：sato-y-d@pref.kumamoto.lg.jp

※メール、書類等提出後は必ず電話でその旨お知らせください。